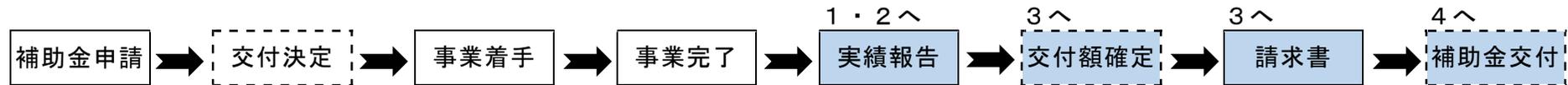


実績報告から補助金交付までの手引き

本資料は、事業完了後の実績報告から補助金交付までの手引きとなります。



* [] は市が行う事務です。

1 実績報告書の提出

事業完了日から提出期限までに、実績報告書類の提出が必要です。

事業完了日：補助対象設備の納品日(引渡日)又は、工事費用の支払日のいずれか遅い日

提出期限：交付申請をする日の属する年度の2月末まで又は市長が交付決定通知において指定した日のいずれか早い日

〈根拠規定〉

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

小田原市補助金の交付等に関する規則

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、市長が別に定める場合を除き、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 実績報告時に実績報告書（様式第9号）に添付が必要な書類（補助金交付要綱別表の付表第2関係）

★<全補助金に共通して添付する書類>

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
全補助金に共通	1 実績報告書・個票（様式第11号その1～様式第11号その2） ※補助金の種類に合わせた書式を使用すること。	・様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること。（記入例参照）
	2 実績額を記載した事業費内訳表（様式第1号を準用すること。）	・様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること。（記入例参照）
	3 補助対象経費の根拠資料（見積書、契約書、注文書、請書、請求書、領収書等の補助対象事業費の内訳が分かる資料）	・契約内容の経費明細が記載されていること。
	4 発注日、着工日、引渡日及び支払日が明記されている資料（上記3で代用可）	・「発注日、着工日、引渡日及び支払日が明記されている資料」の例は次のとおり 【発注日が明記されている資料】 発注書、注文書、注文請書、契約書等の申請者が本事業を発注した日付が記載されているもの 【着工日、引渡日が明記されている資料】 工事完了証明書等

		【支払日が明記されている資料】 領収書、口座の取引照会等
	5 施工前後の写真	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかをご参照ください。 P P A・リース型の場合 <共通して添付する書類のほかP P A・リース型の場合に添付する書類> 添付書類 1 自己所有の場合 <共通して添付する書類のほか自己所有家庭用の場合に添付する書類> 添付書類 1
	6 補助対象設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）又はこれらに代わるもの	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールに加え、蓄電池とパワーコンディショナーの位置が分かる書類も必要です。
	7 その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請時の内容と相違がある場合や審査をしていく中で追加が必要となった場合に追加書類の提出を求める場合があります。

<共通して添付する書類のほかP P A・リース型の場合に添付する書類>

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
1 (1) 自家消費型太陽光発電設備（P P A・リース型家庭用・事業用） 1 (2) 蓄電池（P P A・リース型家庭用）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。 (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分かる写真を含む。） (3) 蓄電池本体及び蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ ※蓄電池を設置する場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> 設置前の写真については、提出漏れが多数見受けられます。必ず忘れずにご提出ください。 (1) 設置枚数を確認できること。 (2) 全体写真及び、品番等が読み取れる大きさ、解像度の写真であること。

<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し (メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等)</p>	
<p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し(メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等) ※蓄電池を設置する場合のみ</p>	
<p>4 自家消費率の算出根拠(太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ掲載の「自家消費割合算定シート」をダウンロードし、入力して提出。
<p>5 補助金の充当によりサービス料金(リース料金)から交付金額相当分が控除されていることが分かる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサービス料金と補助金額相当分が控除されているサービス料金分かる資料に加えて、控除された額が補助金相当分であることが分かる算出資料
<p>6 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書・約款等
<p>7 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者売却することが確認できる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「湘南再エネマルシェおだわらAEMS(住宅用)」の申込書又は契約締結書面の写し ※湘南電力株式会社への申込については下記URL参照 https://shonan-power.co.jp/column/marche_aems202509.html

		<p>※実績報告の提出内容に不要な個人情報（振込先情報等）については、必ず黒塗り等の処理を行い、判別できない状態でご提出ください。</p> <p>※家庭用で余剰が発生しない見込であっても、地産再エネ集約事業者に申し、書類を添付してください。</p>
8	発電量及び発電した電気の消費量又は売電量が分かる書類	<p>・「4 自家消費率の算出根拠」の自家消費割合算定シートの報告期間中の発電量※1、買電量※2、売電量※3及び消費電力量※4の内容が確認できる資料（モニターやアプリ画面の写真など）</p> <p>発電量※1：太陽光発電設備から発電した電力量 買電量※2：電力会社等から買った電力量 売電量※3：発電量のうち、電力会社へ販売した電力量 消費電力量※4：建物で消費した電力量</p>
9	実績報告書総括表（様式第10号） ※設置件数が複数の場合のみ	<p>・様式は市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること。</p>

< 共通して添付する書類のほか自己所有事業用の場合に添付する書類 >

補助金の種類	添付書類	その他、注意事項等
1 (3) 太陽光発電設備（自己所有型家庭用・事業者用） 1 (3の2) 蓄電池（自己所有家庭用）	1 共通「5 施工前後の写真」のうち、施工後の写真は以下を撮影した写真であること。 (1) 全ての太陽電池モジュール (2) パワーコンディショナー（機器の品番等が分	<p>・設置前の写真については、提出漏れが多数見受けられます。必ず忘れずにご提出ください。</p> <p>(1) 設置枚数を確認できること。 (2) 全体写真及び、品番等が読み取れる大き</p>

	<p>かる写真を含む。)</p> <p>(3) 蓄電池本体及び蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ</p> <p>※蓄電池を設置する場合のみ</p>	<p>さ、解像度の写真であること。</p>
	<p>2 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し (メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等)</p>	
	<p>3 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナーの定格出力が分かる書類の写し (メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書、メーカーカタログ等)</p> <p>※蓄電池を設置する場合のみ</p>	
	<p>4 自家消費率の算出根拠 (太陽光発電設備稼働後の需要量、発電量及びそれに基づき計算した自家消費率等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ掲載の「自家消費割合算定シート」をダウンロードし、入力して提出。 ・「自家消費割合算定シート」内に記載した数値の根拠資料 (モニターやアプリ画面の写真など)
	<p>5 余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類</p> <p>※余剰電力を売電する場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰電力をエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却することが確認できる書類は、湘南再エネマルシェおだわらAEMS (住宅用) の申込書又は契約締結書面の写し ※サービス申込については下記URL参照 https://shonan-power.co.jp/column/marche_aems202509.html

		<p>※実績報告の提出内容に不要な個人情報（振込先情報等）については、必ず黒塗り等の処理を行い、判別できない状態でご提出ください。</p> <p>※家庭用で余剰が発生しない見込であっても、地産再エネ集約事業者に申し、書類を添付してください。</p>
--	--	---

★添付書類は、補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるものとしてください。

★添付資料で交付申請時の提出資料と変更がないものについては、実績報告書（様式第9号）の「3 添付書類」にその旨を記載することで添付を省略することができます。

3 実績報告後の手続き

(1) 実績報告書類の審査終了後、申請者宛てに小田原市から下記書類を郵送にて送付してください。

〈送付書類〉

- ・ 交付額確定通知書
- ・ 事務連絡
- ・ 請求書様式

(2) 申請者は事務連絡に記載されている期限内に請求書に必要事項を記入してください。

(3) 振込先の口座名義（カナ）及び口座番号が分かる書類（通帳の写し等）を添付し、小田原市ゼロカーボン推進課宛てに提出してください。

（申請時と住所が変わった場合は、小田原市内への転入または転居したことが分かる書類を提出（免許証の写し、住民票等）

4 補助金の交付

補助金の交付時期は、小田原市が請求書を受領した日から、おおむね1か月後となります。

※振込通知等による個別の連絡は行っておりませんので、請求書で指定いただいた口座の通帳記入により入金をご確認ください。

<記入例>

様式第9号（第12条関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書

記入日 → 令和〇年〇月〇日

小田原市長 様

【郵便番号・住所・所在地】

現在の居住地情報を記載

【氏名・名称】

法人の場合は、法人に☑を付し、法人の名称、代表者の職・氏名を記載
(例) 梅丸株式会社 取締役 梅丸 次郎
※ふりがなも必ず振ること

【担当者】

法人の場合: 担当者の氏名と電話番号を記載

個人の場合: 申請者の電話番号を記載

郵便番号	250-8555
住所・所在地	神奈川県小田原市荻窪 300 番地
ふりがな	<input type="checkbox"/> 法人 (名称・代表者の職・氏名) <input checked="" type="checkbox"/> 個人 (氏名)
氏名・名称	おだわら たろう
担当者	小田原 太郎
(氏名・電話番号)	0465-33-1426

小田原市重点対策加速化事業費補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、必要書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定通知書(右上部分)の番号及び日付を記載

- 1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
令和〇年〇月〇日	ゼ指第〇号

申請している補助金の種類を丸で囲み、申請金額を記載

- 2 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
自家消費型太陽光発電設備 (PPA・リース型家庭用・事業用)	千円
蓄電池 (PPA・リース型家庭用)	千円
自家消費型太陽光発電設備 (自己所有型家庭用・事業用)	350 千円
蓄電池 (自己所有型家庭用)	500 千円
地域共生型太陽光発電設備 (ソーラーシェアリング等)	千円
地域裨益型太陽光発電設備 (認定再エネ導入事業)	千円

高効率空調、高効率照明（自己所有）	千円
実績額合計	850 千円

3 添付書類

別添のとおり

交付申請時と変更がない書類（設置図等）については、書類名と変更がない旨記載することで実績報告時に省略が可能
 （例）設置図については交付申請時と変更がないため省略

4 事業完了（予定）年月日 ※複数年事業の場合は、予定年月日を記載すること。

2026年 1月 31日

5 委任状

私は、要綱第12条に規定する実績報告に関する手続権限について、以下の者を代理人と定め、委任します。

代理人名 （法人の場合は、法人名）	
担当者部署	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者 E-Mail	

※手続きを委任した場合であっても、提出された書類の内容について、一定期間代理人と連絡が取れない場合や、市からの確認に対し明確な回答が得られない場合は、申請者本人に連絡及び確認を行います。

本申請の手続きを委任している場合に、委任者情報を記載
 ※委任をしていない（申請者自身で申請手続きをしている）場合は、記載不要

<記入例> (PPA・リース型)

様式第11号その1 (別表関係)

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票 (チェックリスト)

【自家消費型太陽光発電設備・家庭用蓄電池 (PPA・リース型)】

様式第9号と同じように記載

(申請者) 氏名・名称

- 法人 (名称・代表者の職・氏名)
- 個人 (氏名)
- 小田原 太郎

申請時と同一の内容を記載
 (申請時と内容に変更が生じた場合は必ず事前にご相談ください。)
注：実績については添付書類と相違がないよう記載すること。

【基本情報】

自家消費型太陽光発電設備 (PPA・リース型)

総括表の管理番号	○	
用途の別	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 事業用	
契約の別	<input type="checkbox"/> PPA <input checked="" type="checkbox"/> リース	
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 住所表示 <input type="checkbox"/> 地番 小田原市 荻窪300番地	
事業着手日 (契約日又は着工日のいずれか早い方)	令和8 年 1 月 31 日	
事業完了日 (納品日又は支払日のいずれか遅い方)	令和8 年 2 月 25 日	
太陽電池モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値(A)	6.0 kW	
パワーコンディショナーの定格規格の合計値(B)	5.0 kW	
(A)と(B)のいずれか低い方(C)	5.0 kW	
(C)の整数部分の値(D)	5 kW (小数点以下切捨て)	
連携している地産再エネ集約事業者 (※)	○△□電力株式会社	
自家消費率	再エネ発電設備で発電して消費した電力量(E)	2357.9 kWh
	再エネ発電設備で発電する電力量(F)	4567.4 kWh

自家消費算出シートの数値と一致

	割合 (E) ÷ (F) × 100	50.6 %
総事業費 (税込)	1,669,800 円	
総事業費 (税抜)	1,518,000 円	
補助対象事業費 (税抜) (G)	1,468,000 円	← 事業費内訳表の金額と一致 補助対象外経費は含めない。
補助金実績額 (家庭用) (H) = (D) × 70 千円	350 千円	← 千円単位で記載
補助金実績額 (事業用・その他) (H) = (D) × 50 千円	千円	

※余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却する場合に記載すること。

申請時と同一の内容を記載
(申請時と内容に変更が生じた場合は必ず事前にご相談ください。)
注：実績については添付書類と相違がないよう記載すること。

家庭用蓄電池 (PPA・リース型)

形式	○○○○○	
蓄電容量 (※) (A)	9.8 kWh (小数点第二位以下切捨て)	
総事業費 (税込)	1,650,000 円	
総事業費 (税抜)	1,500,000 円	
補助対象事業費 (税抜) (B)	1,500,000 円	← 事業費内訳表の金額と一致 補助対象外経費は含めない。
補助金実績額計算 (C) = (B) × 1/3	500 千円 (千円未満切捨て)	← 千円単位で記載
補助金実績上限 (家庭用) (D) = (A) × 51.6 千円	505 千円 (千円未満切捨て)	
補助金実績額 (C) と (D) のいずれか低い方	500 千円	

※ 蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。また、蓄電容量は20kWh未満であること。

補助金額相当分が P P A のサービス料金又はリース料金から控除されているかの確認

自家消費型太陽光発電設備（P P A ・リース型）に係る補助金実績額(A)	350,000 円
家庭用蓄電池（PPA ・リース型）に係る補助金実績額(B)	500,000 円
PPA のサービス料金又はリース料金から控除されるべき額 (C)=(A)+(B)	350,000 円
（以下は契約形態がリースであるときのみ記載）	
補助金充当前のリース料等の総額(税抜)(D)	2,050,000 円
補助金充当後のリース料等の総額（税抜）(E)	1,200,000 円
リース控除料(D)-(E)	850,000 円
（以下は契約形態がPPA であるときのみ記載）	
PPA 事業者の本社が神奈川県内にある場合、サービス料金から控除されるべき額 (F)=(C)×4/5	680,000 円
PPA 契約期間における総電力供給想定量(G)	20,000 kWh
補助金控除前のサービス単価(H)	569.4 円/kWh
補助金控除後のサービス単価(I)	333.3 円/kWh
補助金控除前のサービス料金(J)=(G)×(H)	17,084 円
補助金控除後のサービス料金(K)=(G)×(I)	10,000 円
サービス控除料(J)-(K)	850,080 円

※添付書類と相違がないよう記載すること。

【チェックリスト】 ※チェックリスト中、発電した電力量のうち消費した電力量の割合（自家消費割合）について、必ず記入してください。

太陽光発電設備の出力(kW)や家庭用・事業用の申請区分に応じて報じて☑する項目があります。

(太陽光発電設備)

<input checked="" type="checkbox"/>	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を得しないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(a) 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
<input type="checkbox"/>	(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
<input type="checkbox"/>	(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
<input type="checkbox"/>	(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
次の(a)と(b)のいずれかを満たすこと。	
<input checked="" type="checkbox"/>	(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、事業用：75%）以上とすること。
<input type="checkbox"/>	(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
<input type="checkbox"/>	PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額

<input checked="" type="checkbox"/>	相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	家庭用の太陽光発電設備の場合、余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。
<input type="checkbox"/>	事業用の太陽光発電設備で余剰電力を売電する場合、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。

このほか、PPA契約書（リース契約含む）の写し及び、施工前後の写真を添付すること。

（家庭用蓄電池） ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

<input checked="" type="checkbox"/>	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
<input checked="" type="checkbox"/>	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。
<input type="checkbox"/>	PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を

	具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	蓄電池部安全基準JIS C 8715-2の規格を満足すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の規格も可とする。
<input checked="" type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。

<記入例> (自己所有型)

様式第11号その2 (別表関係)

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票 (チェックリスト)

【自家消費型太陽光発電設備・家庭用蓄電池 (自己所有型)】

様式第9号と同じように記載

法人 (名称・代表者の職・氏名)

個人 (氏名)

(申請者) 氏名・名称

小田原 太郎

申請時と同一の内容を記載

(申請時と内容に変更が生じた場合は必ず事前にご相談ください。)

注：実績については添付書類と相違がないよう記載すること。

【基本情報】

自家消費型太陽光発電設備 (自己所有型)

用途の別	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用	
	<input type="checkbox"/> 事業用 (<input type="checkbox"/> カーポート <input type="checkbox"/> その他)	
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 住所表示 <input type="checkbox"/> 地番 小田原市 荻窪300番地	
事業着手日 (契約日又は着工日のいずれか早い方)	令和8 年 1 月 31 日	
事業完了日 (納品日又は支払日のいずれか遅い方)	令和8 年 2 月 25 日	
太陽電池モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値(A)	6.0 kW	
パワーコンディショナーの定格規格の合計値(B)	5.0 kW	
(A)と(B)のいずれか低い方(C)	5.0 kW	
(C)の整数部分の値(D)	5 kW (小数点以下切捨て)	
連携している地産再エネ集約事業者 (※)	○△□電力株式会社	
自家消費率	再エネ発電設備で発電して消費した電力量(E)	2357.9 kWh
	再エネ発電設備で発電する電力量(F)	4567.4 kWh

自家消費算出シートの数値と一致

	割合(E) ÷ (F) × 100	50.6 %
総事業費 (税込)	1,669,800 円	
総事業費 (税抜)	1,518,000 円	
補助対象事業費 (税抜) (G)	1,468,000 円	事業費内訳表の金額と一致 補助対象外経費は含めない。
補助金実績額 (家庭用) (H) = (D) × 70千円	350 千円	千円単位で記載
補助金実績額 (事業用・カ ーポート) (H) = (G) × 1/3	千円	
補助金実績額 (事業用・そ の他) (H) = (D) × 50千円	千円	

※余剰電力を市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却する場合に記載すること。

申請時と同一の内容を記載

(申請時と内容に変更が生じた場合は必ず事前にご相談ください。)

注：実績については添付書類と相違がないよう記載すること。

家庭用蓄電池 (自己所有型)

形式	○○○○○	
蓄電容量 (※) (A)	9.8 kWh (小数点第二位以下切捨て)	
総事業費 (税込)	1,650,000 円	
総事業費 (税抜)	1,500,000 円	
補助対象事業費 (税抜) (B)	1,500,000 円	事業費内訳表の金額と一致 補助対象外経費は含めない。
補助金実績額計算 (C) = (B) × 1/3	500 千円 (千円未満切捨て)	千円単位で記載
補助金実績上限 (家庭用) (D) = (A) × 51.6千円	505 千円 (千円未満切捨て)	
補助金実績額 (C) と (D) のいずれか低い方	500 千円	

※蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。また、蓄電容量は20kWh未満であること。

【チェックリスト】
(太陽光発電設備)

太陽光発電設備の出力(kW)や家庭用・事業用の申請区分に応じて報じて☑する項目があります。

<input checked="" type="checkbox"/>	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	（a） 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	（d） 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
<input type="checkbox"/>	（e） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	（f） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
<input type="checkbox"/>	(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
<input type="checkbox"/>	(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
次の(a)と(b)のいずれかを満たすこと。	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、事業用：75%）以上とすること。
	<input type="checkbox"/> (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	家庭用の太陽光発電設備の場合、余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。
<input type="checkbox"/>	事業用の太陽光発電設備で余剰電力を売電する場合、市長が指定するエリアエ

	エネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。
--	------------------------------------

(家庭用蓄電池) ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

<input checked="" type="checkbox"/>	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
<input checked="" type="checkbox"/>	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	蓄電池部安全基準JIS C 8715-2の規格を満足すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の規格も可とする。
<input checked="" type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料(写しも可)及び、施工前後の写真を添付すること。